

## 平成 29 年第 9 回教育委員会定例会 会議録

日 時 平成 29 年 9 月 26 日 (火曜日) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 20 分  
場 所 北栄町役場 第 1 委員会室  
出席者 福光純一委員(委員長)、河本恒夫委員(職務代理)、光村哉智代委員、  
磯江典子委員、別本勝美委員(教育長)  
説明等の出席者 磯江教育総務課長、杉本生涯学習課長、友定公民館長、妻由図書館長  
藤木指導主事、萬指導主事、渡辺室長

### 会議の要旨

(開会)	午後 1 時 30 分
福光委員長	只今より、第 9 回教育委員会定例会を開催します。 会議録署名人です。事務局お願いします。
事務局	河本職務代理、磯江委員お願いします。 (各委員了承)
福光委員長	行政報告に入ります。教育長報告からお願いします。
教育長	(資料により説明)
福光委員長	質疑等ございますか。
河本委員	2 学期を迎えて各学校に不登校ぎみであるとか不登校の児童生徒はいませんか。あればどのような対応をしていますか。
教育長	各学校に不登校の児童生徒はいます。ですが 1 学期に比べて各学校ともそれぞれに取り組んでおり、毎日ではなくても出て来れるようになった児童生徒が増えている状況です。
事務局	(各学校それぞれの状況の) 数字については出ていません。中には厳しい子もいますが、支援センターに通っている生徒も学校に登校するなど、登校ができてはじめています。
福光委員長	その他ございませんか。
光村委員	夏休み明けは自殺が多いと言われていました。北栄町ではそうしたことを聞きませんが、実際に小中学生ではないでしょうか？
教育長	自殺が過去あったことはありません。 いじめに対しても、いじめはありますが大きなことにならないように素早く対応していただいています。
磯江委員	この間北朝鮮がロケットを発射しました。その時私の職場の人に、対応について聞かれました。いざ登下校途中にミサイル発射があればどのように対応されますか。
教育長	まず、北朝鮮からミサイルが発射されると Jアラートという全国緊急通報システムでお知らせがあり、屋外放送も流れます。携帯電話をお持ちであればトリピーメールも来ます。次に、屋外放送を聞いて対応していただきます。それは、

頑丈な建物に逃げ込むか頭を保護するような対応を取るといことです。しかし、これまで発射したミサイルはトリピーメールが来た時点ではもう鳥取を通過しているので、なかなか対応というのは難しいと思います。中学校の運動会時もミサイル発射の連絡が来たらどうするかという話もありました。着弾地点は発射してからではないと到達地点が分かりませんし、性能が悪くてどこに落ちるか予想もつかない場合は対応が取れません。

福光委員長 全国学力学習状況調査の結果を受けて、県が公表を求めていることについて説明願います。

教育長 6月県議会で学力の問題が議題に上がっておりました。それは、西部の学力が低いこと、各町によって学力の低い学校のあることが問題視されていて、自覚して対応を促したいというのが理由とのこと。今年の結果では西部の平均点が県内で格段に悪いわけではないのですが、学校間の学力の開きはかなりあります。

町によっては小学校、中学校各一校の所と、鳥取市、米子市のように学校が多い所もあり、その平均によって地域で比べるのは無理があると思います。

福光委員長 他にありませんか。(なし)

では各課からの報告をお願いします

事務局 (資料により説明)

ご質問等ございますか。

磯江委員 中部地区駅伝競走関係で、優勝の琴浦町はふるさと杯で何人中何人が走りましたか。

事務局 10区のうち3人です。

福光委員長 人権座談会についての事業棚卸について説明願います。

事務局 改善が4、現状維持が3でした。「もっと質の高い講師を招へいするやり方がないか。」「倉吉のように地区で主体的にやってはどうか。」「各自治会ではなくある程度まとまった地域でやれないか。」などの意見がありました。

福光委員長 事務局は教育委員会だけですか。

事務局 事務局は企画財政課です。

福光委員長 その他ございませんか。

中央公民館のあり方検討会について、方向性の意見は出ましたか。

事務局 「地域のまちづくり」または「社会教育」の方向性でいくのか検討したなかで、委員としては町づくりの方向で良いのではないかという意見でした。若者の公民館利用が少ないので20代~30代の世代の利用を増やすのが課題であるという意見もありました。

磯江委員 青少年育成講座の「おもしろまなびタイム」での主な参加者は何年生ですか。

事務局 低学年の1年生から3年生がほとんどです。

おやつ作りの時は、5、6年生が2、3名いましたが、ほとんどは低学年で職員が手をかけることが多かったです。

磯江委員 竹笛でも同じですか。

事務局 はい、5、6年生はいませんでした。

福光委員長	その他ありませんか。
光村委員	青少年育成講座の米里の観察事業がいいですね。自然の生き物と触れるのは良い体験だと思います。主催は中央公民館ですか。
事務局	中央公民館では、「水田のない地域の子たちに自然と触れ合う経験をさせたい。」 「地域との連携を経験させたい。」という思いをもっています。その思いを実現させるため米里自治会の農地・水保全会に依頼して、今年初めて共同事業を実施しました。
光村委員	他の地域でも、そのようなことを広めることは考えておられませんか。
事務局	土下自治会とさつまいもづくりを計画しています
光村委員	実施するのは自治会が中央公民館にお願いすればいいですか。
事務局	地域だけではなく（町と連携し）町の事業として実施するのであれば補助金制度があります。
福光委員長	次に議案に入ります。 議案第 45 号 北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則の制定について 説明願います。
事務局	（資料により説明）
福光委員長	ご質問ご意見ございませんか。
河本委員	条文中、「教育委員会が認定する部分」と「教育長が定める部分」とありますが、どういった使い分けがありますか。
事務局	一般的には教育委員会ですが、教育長は認定の部分と額を定める部分です。
河本委員	（条文中に）「教育長」が出てきて「教育委員長」が出てこないのはなぜですか。
事務局	事務の内容には教育委員長は出てきません。
教育長	事務的な所、認定変更や取り消しなど専決事務で行うところは教育長となっています。
河本委員	そうであれば、教育長ではなく教育委員会とすればいいのではありませんか。そして、教育長の専決事項については運用の中で定めればいいのではないのでしょうか。
教育長	認定について教育委員会が決定するとすれば、毎月一回の教育委員会で決めることとなりますが、委員会を経ずに事務的なところは随時行うということで事務委任とすればと思います。
河本委員	専決事項は委員会に報告すればよいのではないですか。
教育長	「決定」は専決事項ではありません。改正には「決定」について教育委員会という文言を入れました。
事務局	今までも教育委員会規則で教育委員会が定めるとしていたと思いますので、確認をしてみます。 基本的なことに変わりはありません。基準は一切変えていません。 事前に支給をするという改正ですね。
河本委員	そうです。
事務局	この議案については、中身、方向性は変えずに前倒しして支給をするという改正であるということで承認してよいでしょうか。（はい）
福光委員長	

次に、議案第46号をお願いします  
(資料により説明)

事務局 よろしいでしょうか。(はい)

福光委員長 もう一度45号の議案に戻ります。  
(現規則では)認定に関しては委員会権限、それ以外については教育長権限になっています。専決事項ですので、先に認定が決定されて委員会に報告しています。

事務局 就学援助の認定は教育委員会で判断してもらい、それ以外の付随する認定以外の事務処理は教育長が行うということではないでしょうか。

事務局 緊急的に、不正などによって取り消しをしたりする場合に教育長の権限になっています。ということではないでしょうか。

事務局 取り消しというのは本人自身の理由が多いので教育長権限になっており、返還は虚偽の申請による場合が多いので委員会権限になっています

事務局 根幹的な部分では委員会とし、付随する部分では教育長の権限内として円滑な事務処理をするということではないでしょうか。

河本委員 委員会が認定するものを規則とし、それとは別に教育長が行うものを作った方が分かりやすいように感じます。一緒になっていると分かりにくく感じます。

事務局 就学援助費の支給に関する規則として、委員会の部分と教育長の部分と別々にある方が良いということですが、包括的に規則は一つでいいと考えていただくとありがたいです。

河本委員 規則は委員会で決める。その下に要綱などによって教育長が行うことを記した方が分かりやすいと思います。

事務局 委員会で行うこと、教育長で行うことが一覧表で整理してあると分かりやすいかもしれません。

教育長 委員会としては、認定です。それ以外は事務的なところということで教育長の専決になっています。

光村委員 教育委員会は認定はするけれど、取り消しを委員会で協議することはないですか。12条で教育長が認定取り消しをするので、取り消しは教育委員会に関係ないということですか。教育長の判断でできますということですね。

事務局 条文を読む限りはそうです。返還を求めるのは13条で委員会権限です。

河本委員 認めることを認めながら、取り消すことをしないというのはおかしいですね。

事務局 取り消しは明らかな場合のみです。明らかなものはスピード感をもって処理をすることが必要なので、月1回開催の教育委員会は待てないものもあるということではないでしょうか。取り消しが明らかでないものは、委員会が認めなければならぬということは条文に謳ってあります。

事務局 (委員会権限と教育長権限を分けて定めるという)委員の言われることは正論ですが、支給のための規則ということで包括的に書いてあります。

事務局 就学時の健康診断時の案内に間に合わせたいので、今回の規則改正は通していただき、必要な改正はその都度出すということにしていきたい。

事務局 必要があればまた提案してください。

福光委員長 次に、議案第 47 号北栄町学校給食費徴収条例の議会提案に係る意見を求めることについて 意見を求めます。

「委員会の承認を求める」ではなく、「意見を求める」に訂正をお願いします。  
(資料により説明)

事務局 (休憩)

再開します

福光委員長 条例の 1 番は、よろしいでしょうか。(はい)

4 番は、よろしいでしょうか。

事務局 条例で町長が制定したものについて、規則で教育委員会が減免規定を作るのはよくないので、それは町長が考えることであるということです。

河本委員 学校給食会という町と関係ない団体がお金を預かっているということ。また監査もないので不正の危険性があるということ。滞納もたくさんあって処理も公会計でした方がいいということです。

事務局 給食費を公会計にすることになったそもそもの理由はこういったことでしたか。

教育長 学校給食会という町と関係ない団体がお金を預かっているということ。また監査もないので不正の危険性があるということ。滞納もたくさんあって処理も公会計でした方がいいということです。

河本委員 4 月分の給食費を納めてもらうまで、お金がなく支払いができないことになりました。

教育長 公会計への移行を町民に説明する際、滞納が理由になるとはおかしいですね。滞納は理由になりません。

福光委員長 町として学校給食に責任をもち、透明性、安全性をより確保していく必要があるということを前面に出していかなければと思います。業者への速やかな支払いということもあります。

福光委員長 5 番(第 3 子減免等)はどうですか。

教育長 少子化対策としてあってもいいと思います。

光村委員 徴収条例の段階では具体的には記さずにとどめておき、今後の議論の中で条例に具体的に盛り込むのか規則で定めるのかについて協議していくとしたいです。

事務局 第 3 子の減免については、今は意見を聞かないということですか。

光村委員 今後の議論の中で、必要があれば条例を改正したり規則を制定するということです。

教育長 なぜ第 3 子軽減を設けないのですか。

福光委員長 そのことが少子化対策になるかどうか分からないからです。

教育長 給食費を少し安くすることも考えられますね。

教育長 予算化すればできますが、教育委員会ではお金に関する権限はないので町長に要望するということにして、総合教育会議で議論していきましょう。

福光委員長	磯江委員はどうでしょうか。
磯江委員	お子さんがたくさんいらっしゃる家庭は少しでも安い方がいいと思いますが、どのくらいの減免になるのでしょうか。
教育長	いろいろです。
光村委員	こども園の職員は給食費を払っていますか。
事務局	払っています。
光村委員	6番のこども園の職員は、教職員に含まれますか。
事務局	「学校」給食条例ですので、こども園は含まれないということです。
磯江委員	ひと月の給食費はどのくらいかかりますか。
事務局	6000円くらいです。
福光委員長	条例についてはよろしいでしょうか。(なし)
事務局	規則は1月に提案します。
福光委員長	議案第47号は以上で終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。(なし)
	次に5番協議事項に入ります。北栄町いじめ防止対策の基本的な方針について説明願います。
事務局	(資料により説明)
福光委員長	ほとんど県に沿った形ですね。
事務局	そうです。
福光委員長	「いじめの定義と認知」についていかがでしょうか。
	「新しい町の基本方針にそって」の新しい町とはどの町のことですか。
事務局	新しい町ではなく、新しい基本方針ということです。
福光委員長	「いじめの防止のための方針と組織」についてはどうでしょうか。
	いじめ問題対策連絡協議会を「設置し」と書いてあれば新たに作るように感じます。県のように「機能を活かし」などとしたほうが良いと思います。
事務局	県の表現に変えます。
福光委員長	「早期対応・事案対処」についていかがでしょうか。
	いじめに対する措置として、出席停止は入りませんか。
	「毅然とした態度で指導」には入りませんか。
教育長	入りません。
福光委員長	その他何かご意見はありませんか。
河本委員	目次を作ってください。
光村委員	保護者への周知はどうですか。このようないじめ対策の流れや基本方針が伝わっていますか。
教育長	各学校や町のホームページに掲載しています。
光村委員	学校として取り組んでいるというものがあれば安心します。家庭ではこういうことをやりましょう。と徹底してもらえたらと思います。
福光委員長	大変よくできていると思うので、お知らせできる会があれば機会を捉えて周知してください。
	次に報告事項に入ります。区域外就学の認定について

事務局 (資料により説明)

福光委員長 次に、通学路危険箇所合同点検の結果について

事務局 (資料により説明)

福光委員長 よろしいでしょうか。(なし)

次に、9月議会一般質問答弁についてお願いします。

事務局 (資料により説明)

福光委員長 次に、後期計画訪問についてです。

事務局 (資料により説明)

福光委員長 次に、県外視察についてです。

事務局 (資料により説明)

福光委員長 その他に報告ありませんか。

事務局 (全国学習状況調査の北栄町の結果分析について説明)

福光委員長 学校は分析をされていますか。

事務局 分析しています。そしてその結果を学校だよりに出しておられます。

福光委員長 その他にうつります。

次回の教育委員会は、10月25日(水)1時半に開催したいと思います。

以上で、第9回教育委員会を終了します。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員